川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の制定について

川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法 の基準等に関する条例を次のとおり制定する。

平成24年11月26日提出 川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条~第4条)
- 第2章 介護予防認知症対応型通所介護
 - 第1節 基本方針(第5条)
 - 第2節 人員及び設備に関する基準
 - 第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護 予防認知症対応型通所介護(第6条~第8条)
 - 第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(第9条~第11条) 第3節 運営に関する基準(第12条~第42条)

- 第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第43条・ 第44条)
- 第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護
 - 第1節 基本方針(第45条)
 - 第2節 人員に関する基準 (第46条~第48条)
 - 第3節 設備に関する基準(第49条・第50条)
 - 第4節 運営に関する基準 (第51条~第67条)
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第68条~ 第71条)
- 第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護
 - 第1節 基本方針(第72条)
 - 第2節 人員に関する基準 (第73条~第75条)
 - 第3節 設備に関する基準(第76条)
 - 第4節 運営に関する基準 (第77条~第88条)
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第89条~ 第92条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(用語の意義及び字句の意味)

- 第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるものの ほか、法で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。
 - (1) 地域密着型介護予防サービス事業者 地域密着型介護予防サービス事業 を行う者をいう。
 - (2) 利用料 法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス 費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
 - (3) 地域密着型介護予防サービス費用基準額 法第54条の2第2項第1号 及び第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額を 超えるときは、当該現に指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の 額)をいう。
 - (4) 法定代理受領サービス 法第54条の2第6項の規定により地域密着型介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護予防サービス費に係る指定地域密着型介護予防サービスをいう。
 - (5) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の資格)

第3条 法第115条の12第2項第1号(法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、法人である者とする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

第4条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を 尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならな 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者(介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 介護予防認知症対応型通所介護

第1節 基本方針

第5条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定 介護予防認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

第6条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に 規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設 又は特定施設に併設されていない事業所をいう。以下この条において同じ。) において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる員数
- (2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 又は介護職員 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位 ごとに、専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提 供に当たる看護職員又は介護職員が1人以上及び当該単独型・併設型指定 介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護 職員(いずれも専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介 護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独 型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間数で除 して得た数が1以上確保されるために必要と認められる員数
- (3) 機能訓練指導員 1人以上

- 2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第2号の看護職員又は介護職員を、常時1人以上当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護に従事させなければならない。
- 3 第1項第2号の規定にかかわらず、同号の看護職員又は介護職員は、利用 者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定介護予防認知症対応 型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができる。
- 4 前3項の「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位」と は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であってその提供が 同時に1人又は複数の利用者(当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者(川崎 市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条 例(平成24年川崎市条例第 号。以下「指定地域密着型サービス基準条 例」という。)第62条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型 通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、単独型・ 併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知 症対応型通所介護(同項第1号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型 通所介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運 営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定介護 予防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の 利用者。以下この条において同じ。) に対して一体的に行われるものをいい、 その利用定員(当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業 所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供 を受けることができる利用者の数の上限をいう。第8条第2項第1号アにお いて同じ。)を12人以下とする。

- 5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができる。
- 6 第1項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でな ければならない。
- 7 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者)

- 第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・ 併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事 する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介 護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・ 併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、又 は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。
- 2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「基準省令」という。)第6条第2項に規定する厚生労働大

臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(設備及び備品等)

- 第8条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項に掲げる設備のうち、次の各号に掲げる設備の基準は、それぞれ当該 各号に定めるとおりとする。
 - (1) 食堂及び機能訓練室
 - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その 合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とす ること。
 - イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際には その提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはそ の実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とす ることができる。
 - (2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応 型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に 対する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に支障がな い場合は、この限りでない。
- 4 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症

対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 (従業者の員数)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準 条例第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をい う。以下同じ。) 若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第 73条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をい う。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設 (指定地域密着型サービス基準条例第130条第1項に規定する指定地域密 着型特定施設をいう。次条及び第46条第6項第2号において同じ。)若し くは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第 151条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及 び第46条第6項第3号において同じ。)の食堂若しくは共同生活室におい て、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定 介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定 介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数 は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防 認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所 介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サー ビス基準条例第65条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事

業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第73条又は指定地域密着型サービス基準条例第111条、第131条若しくは第152条の規定を満たすために必要な員数以上とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第65条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(利用定員等)

- 第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定 介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上 限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知 症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型 介護老人福祉施設ごとに1日当たり3人以下とする。
- 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、 指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定 地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険 施設若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律

(平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第46条第6項第4号において同じ。) の運営(第46条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。(管理者)

- 第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。
- 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第7条第2項に規定する研修を修了しているものでなければならない。

第3節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第12条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者(第6条第1項又は第9条第1項の従業者をいう。以下同じ。)の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文

書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を 得なければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。以下同じ。)と利用申込者又はその家族の使用に 係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて前項に規定する重要 事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに 記録する方法
 - イ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一

定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイル に前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防認知症対応型通 所介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係 る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、電磁的方法により第1項に 規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者 又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示 し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に掲げる方法のうち指定介護予防認知症対応型通所介護事業 者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、 当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法によ る提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に 対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならな い。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をし た場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第13条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、正当な理由なく指定 介護予防認知症対応型通所介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

- 第14条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業を行う者(以下「介護予防支援事業者」という。)への連絡、適当な他の指定介護予防認知症対応型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。(受給資格等の確認)
- 第15条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症 対応型通所介護の提供を求められた場合は、その提供を求める者から提示さ れた被保険者証(法第12条第3項の被保険者証をいう。以下同じ。)によ って、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめ なければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の被保険者証に、法第 115条の13第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、 当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供 するよう努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症 対応型通所介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者 については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請 が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申 請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、当該利用者が受けている要支援認定の更新の申請が、遅くとも要支援認定の有効期間が終了する日の30日前までになされるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第17条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症 対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準省令」という。)第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

- 第18条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症 対応型通所介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医 療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなけ ればならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型 通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導 を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供 及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保 に努めなければならない。

(地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第19条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症 対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第85条の2各号 のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護 予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届 け出ること等により、地域密着型介護予防サービス費の支給を受けることが できる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供すること その他の地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を 行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第20条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防サービス計画(施行規則第85条の2第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第21条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第22条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症 対応型通所介護を提供した際には、当該指定介護予防認知症対応型通所介護 の提供日及び内容、当該指定介護予防認知症対応型通所介護について法第5 4条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護 予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を 記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型 通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録する とともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方 法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第23条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額の ほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者 に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 指定介護予防認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定介護 予防認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い 必要となる費用の範囲内において、通常の指定介護予防認知症対応型通所 介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額を超える費用

- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) おむつ代
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第3号に掲げる費用については、基準省令第22条第4項に規定する 厚生労働大臣が定める指針によるものとする。
- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の 額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に 対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意 を得なければならない。

(身体的拘束等の禁止)

- 第24条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症 対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又 は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用 者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはなら ない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合に は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得な い理由を記録しなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第25条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護の内容、費用の額

その他保険給付の請求のために必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

- 第26条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症 対応型通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、 遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。
 - (1) 正当な理由なく指定介護予防認知症対応型通所介護の利用に関する指示 に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき 又は要介護状態になったと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第27条 介護予防認知症対応型通所介護従業者は、現に指定介護予防認知症 対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場 合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければな らない。

(管理者の責務)

- 第28条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者(第7条又は第11条の管理者をいう。以下この条及び第44条において同じ。)は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定介護予防 認知症対応型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要 な指揮命令を行わなければならない。

(運営規程)

- 第29条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症 対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に 関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなけ ればならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員(第6条第4項又は第1 0条第1項の利用定員をいう。第31条において同じ。)
 - (5) 指定介護予防認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) サービス利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
 - (9) 緊急時等における対応方法
 - (10) 非常災害対策
 - (11) 個人情報の管理の方法
 - (12) 苦情への対応方法
 - (13) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
 - (14) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第30条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な 指定介護予防認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定介護予防認知症 対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければなら ない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型 通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従 業者によって指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しなければならない。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りで ない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所 介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければな らない。

(定員の遵守)

第31条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指 定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害 その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、 それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練 その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

- 第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、 及び衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型 通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置 を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第34条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症 対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症 対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に 資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

- 第35条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者は、正当な理由 がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならな い。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対 応型通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上 知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を 講じなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ておかなければならない。

(広告)

第36条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症 対応型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽 のもの又は誇大なものでないようにしなければならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第37条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援事業者 又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させる ことの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情への対応等)

- 第38条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定 介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、当該利 用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者、市等に連絡を行うとと もに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故 に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予 防認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損 害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症 対応型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防認知症 対応型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければなら ない。

(地域との連携等)

- 第41条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当 たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行うこ と等により地域との交流を図らなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品 及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予 防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結 の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第44条第2号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画
 - (2) 第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第24条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第26条の規定による市への通知に係る記録
 - (5) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置に ついての記録

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

- 第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標が設定され、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定介護 予防認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければ ならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型 通所介護の提供に当たり、利用者が可能な限り要介護状態とならないで自立 した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものである ことを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者がその有する能力を 最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めること とし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わな

いよう配慮しなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型 通所介護の提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の様 々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努 めなければならない。

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

- 第44条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、主治の医師又 は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法 により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活 全般の状況の的確な把握を行うものとする。
 - (2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、前号に規定する 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防認知症対 応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、 サービスの提供を行う期間等を記載した計画(以下「介護予防認知症対応 型通所介護計画」という。)を作成するものとする。
 - (3) 介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
 - (4) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症 対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はそ の家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
 - (5) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症 対応型通所介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型通所介

護計画を利用者に交付しなければならない。

- (6) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者が住み 慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び 地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行う ものとする。
- (7) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (8) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。
- (9) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) 介護予防認知症対応型通所介護従業者は、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (12) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの 結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計 画を作成した介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (13) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの

結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を 行うものとする。

(14) 第2号から第5号までの規定は、前号の規定による介護予防認知症対応 型通所介護計画の変更について準用する。

第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

第45条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護(以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。

以下この章において同じ。)を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 に通わせて行う介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章におい て同じ。) の提供に当たる者をその利用者(当該指定介護予防小規模多機能 型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サ ービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業 者をいう。以下この章において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介 護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護(指定 地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介 護をいう。以下この章において同じ。) の事業とが同一の事業所において一 体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防小 規模多機能型居宅介護又は指定小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この 節及び次節において同じ。)の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上 及び訪問サービス(介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅 を訪問し、当該居宅において行う介護予防小規模多機能型居宅介護(第7項 に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に あっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小 規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規 模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多 機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に 係る他の同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を 含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1人以上 とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防小規模多機能型居宅介護 の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及

び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。) をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1人以上及び宿直勤務に当た る者を当該宿直勤務に必要な員数以上とする。

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。
- 3 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち1人以上の者は、常勤でなければならない。
- 4 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち1人以上の者は、看護師又 は准看護師でなければならない。
- 5 宿泊サービス(登録者を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
- 6 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げ る施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準 を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲 げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該介

護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に 従事することができる。

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (2) 指定地域密着型特定施設
- (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (4) 指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条 第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)
- 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定 居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以 上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合 型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規 定する指定複合型サービス事業者をいう。)により設置される当該指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業所又は指定複合型サービス事業所(同項に規定する指定複合型サー ビス事業所をいう。) であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行う もの(以下「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるもの をいう。以下同じ。) に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規 模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテラ イト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に 行われると認められるときは、1人以上とすることができる。
- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所におい て宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービ

ス従業者(指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。)により当該サテライト型指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるとき は、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型 居宅介護従業者を置かないことができる。

- 9 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の 処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かない ことができる。
- 10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護 予防サービス等の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画 (第69条第3号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画をいう。 第12項において同じ。)の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、 又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項各号に掲げる施設等の職務に従事させることができる。
- 11 前項の介護支援専門員は、基準省令第44条第11項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
- 12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の研修を修了している者(第69条において「研修修了者」とい

- う。)を置くことができる。
- 13 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者)

第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置 かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所の他の職務に従事させ、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基 準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 所をいう。以下同じ。)の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密 着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護事業者をいう。以下同じ。)が、指定夜間対応型訪問介護事業者 (指定地域密着型サービス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応 型訪問介護事業者をいう。以下同じ。)、指定訪問介護事業者(川崎市指定 居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成2 4年川崎市条例第 号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。) 第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定

訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)に従事させることができる。

- 2 前項本文及び指定地域密着型サービス基準条例第194条第1項の規定に かかわらず、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がな い場合は、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理 者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。
- 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項に規定する者をいう。次条、第74条第2項及び第75条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、基準省令第45条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第48条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、基準省令第46条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

(登録定員及び利用定員)

- 第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)を25人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人)以下とする。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。
 - (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(サテライト型指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人)まで
 - (2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6人)まで(設備及び備品等)
- 第50条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、 宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定介 護予防小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなけれ ばならない。
- 2 前項に掲げる設備のうち、次の各号に掲げる設備の基準は、それぞれ当該 各号に定めるとおりとする。

(1) 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを 有すること。

(2) 宿泊室

- ア 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- イ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。
- ウ ア及びイに規定する基準を満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。
- エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の 面積に含めることができる。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護の 事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介 護予防小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保、地域住民との交流等を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族、地域住民等との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。
- 5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介 護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護 の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体 的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第8

7条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第51条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第46条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第69条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防サービス事業者等との連携)

- 第52条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、介護予防サービス事業者その 他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に 努めなければならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機 能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、 主治の医師との密接な連携の確保に努めなければならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機 能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な 指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の

提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の 確保に努めなければならない。

(身分を示す証明書の携帯)

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を示す証明書を携帯させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに 該当しない指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者 から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係 る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じな いようにしなければならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額 のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額

- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 宿泊に要する費用
- (5) おむつ代
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、基準省令第52条第4項 に規定する厚生労働大臣が定める指針によるものとする。
- 5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、第3項各号に掲げるの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(身体的拘束等の禁止)

- 第55条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行う場合 には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得 ない理由を記録しなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第56条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、市(法第5 4条の2第9項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定によ り法第54条の2第8項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康 保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、指定介護予防サービス等の利用に係る計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

(利用者に対する指定介護予防サービス等の利用に係る計画等の書類の交付) 第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定 介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者 からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の指定介護予防サー ビス等の利用に係る計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければな らない。

(緊急時等の対応)

第58条 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

- 第59条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及 び宿泊サービスの利用定員

- (5) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の 額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 個人情報の管理の方法
- (12) 苦情への対応方法
- (13) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
- (14) その他事業の運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第60条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用について、利用者の様態、希望等により特に必要と認められる場合であって、一時的に行われるとき、又は災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

- 第61条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に対する 具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、 それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練 その他必要な訓練を行わなければならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携の確保に努めなければな

らない。

(協力医療機関等)

- 第62条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力 医療機関を定めておかなければならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(調査への協力等)

第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定介護 予防小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、適切な 指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するた めに市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合に おいては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(地域との連携等)

第64条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を

受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、 助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければなら ない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行うこと等により地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市等が実施する事業に協力するよう 努めなければならない。
- 5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して 指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住 する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供 を行うよう努めなければならない。

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第65条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第46条第6項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(記録の整備)

第66条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備

品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護 予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その 完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 指定介護予防サービス等の利用に係る計画
 - (2) 第69条第3号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画
 - (3) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (4) 第55条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (5) 次条において準用する第26条の規定による市への通知に係る記録
 - (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (7) 次条において準用する第39条第2項の規定による事故の状況及び事故 に際して採った処置についての記録
 - (8) 第64条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)
- 第67条 第12条から第16条まで、第22条、第25条、第26条、第28条、第30条及び第33条から第40条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第59条に規定する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第28条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第30条第3項及び第34条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防い規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

- 第68条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標が設定され、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介 護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の 者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなけれ ばならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機 能型居宅介護の提供に当たり、利用者が可能な限り要介護状態とならないで 自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするもので あることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者がその有する能力 を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるこ ととし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わ ないよう配慮しなければならない。
- 5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機 能型居宅介護の提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることその他 の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけ に努めなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

- 第69条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第45条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、主治の医師

又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な 把握を行うものとする。

- (2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援等基準省令第30条各号に掲げる具体的取扱方針及び指定介護予防支援等基準省令第31条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。
- (3) 介護支援専門員又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者(以下この条において「介護支援専門員等」という。)は、第1号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画(以下「介護予防小規模多機能型居宅介護計画」という。)を作成するともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなければならない。
- (4) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- (6) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなけ

ればならない。

- (7) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、適切に行うものとする。
- (8) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者一人 ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の 下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (9) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。
- (10) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に 行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等に ついて、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (11) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。
- (12) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービス を利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話 連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適 切なサービスを提供しなければならない。
- (13) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に 記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、

当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。

- (14) 介護支援専門員等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護 予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。
- (15) 第2号から第6号までの規定は、前号の規定による介護予防小規模多機 能型居宅介護計画の変更について準用する。

(介護等)

- 第70条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における介護予防小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他 の家事等は、可能な限り利用者と介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が 共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第71条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む 上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行 うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行わなけれ ばならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連

携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めな ければならない。

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針

第72条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型 共同生活介護(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。) の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居(法第8条の 2第17項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)におい て、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護そ の他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能 の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すもので なければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第11条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介

護の事業と指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準条例第110条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第76条において同じ。)の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。)を行わせるために必要な員数以上とする。

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。
- 3 第1項の介護従業者のうち1人以上の者は、常勤でなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居 宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす 介護従業者を置くほか、指定地域密着型サービス基準条例第83条に定める 指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機 能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該小規模多 機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって第90条第2号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事させることができる。

- 6 前項の計画作成担当者は、基準省令第70条第6項に規定する厚生労働大 臣が定める研修を修了している者でなければならない。
- 7 第5項の計画作成担当者のうち1人以上の者は、介護支援専門員をもって 充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業 所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定介護予防認知症対応 型共同生活介護事業所の効果的な運営を見込まれる場合であって、利用者の 処遇に支障がないときは、これを置かないことができる。
- 8 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業 務を監督するものとする。
- 9 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員、介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができる。
- 10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同 生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同 生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所に おいて一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基 準条例第111条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満た すことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。
- 第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事させることができる。

(管理者)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護 を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デ イサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事 業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に 従事した経験を有する者であって、基準省令第71条第2項に規定する厚生 労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第75条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、基準省令第72条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 設備に関する基準

- 第76条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を 有するものとし、その数は1又は2とする。
- 2 共同生活住居は、その入居定員(当該共同生活住居において同時に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第84条において同じ。)を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 3 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- 4 1の居室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。

- 5 居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流 の機会の確保、地域住民との交流等を図る観点から、住宅地又は住宅地と同 程度に利用者の家族、地域住民等との交流の機会が確保される地域にあるよ うにしなければならない。
- 7 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第114条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(入退居)

- 第77条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援者であって認知 症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提 供するものとする。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際 しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であ ることの確認をしなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療 を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供するこ とが困難であると認める場合は、適切な他の指定介護予防認知症対応型共同 生活介護事業者、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じ なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際

しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、 利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境、介護の継続 性等に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、介護予防支援 事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する 者との密接な連携の確保に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第78条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては 入居の年月日及び入居する共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年 月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対 応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を 記録しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第79条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービス に該当しない指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利

用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 食材料費
 - (2) 理美容代
 - (3) おむつ代
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型共同生活介護に おいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに 係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項各号に掲げる費用 の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族 に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同 意を得なければならない。

(身体的拘束等の禁止)

- 第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認 知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等 の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等 を行ってはならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを 得ない理由を記録しなければならない。

(管理者による管理)

第81条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、

指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

- 第82条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ご とに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておか なければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
 - (3) 利用定員
 - (4) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用 の額
 - (5) 入居に当たっての留意事項
 - (6) 非常災害対策
 - (7) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 個人情報の管理の方法
 - (11) 苦情への対応方法
 - (12) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
 - (13) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第83条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、

- 適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の 勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して 日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮 しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者に対し、そ の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第84条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

- 第85条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の 急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければなら ない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科 医療機関を定めておくよう努めなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の 確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保 健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第86条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、居宅要支援被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護予防支援事業者又 はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償と して、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(記録の整備)

- 第87条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、 備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介 護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第90条第2号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画
 - (2) 第78条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第80条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第26条の規定による市への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第39条第2項の規定による事故の状況及び事故 に際して採った処置についての記録
 - (7) 次条において準用する第64条第2項の規定による報告、評価、要望、 助言等の記録

(準用)

第88条 第12条、第13条、第15条、第16条、第25条、第26条、 第28条、第33条から第36条まで、第38条から第40条まで、第58 条、第61条、第63条及び第64条の規定は、指定介護予防認知症対応型 共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項 中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第82条に規定する規程」 と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者(第6条第1項又は第9条第1項の従業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「介護従業者」と、第28条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第34条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第58条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第61条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第64条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防犯知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

- 第89条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の介護予防に資 するよう、その目標が設定され、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定 介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外 部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らな ければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対 応型共同生活介護の提供に当たり、利用者が可能な限り要介護状態とならな いで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするも のであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努める

- こととし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対 応型共同生活介護の提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることそ の他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働き かけに努めなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針)

- 第90条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の方針は、第72条に規定 する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところ によるものとする。
 - (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
 - (2) 計画作成担当者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画(以下「介護予防認知症対応型共同生活介護計画」という。)を作成するものとする。
 - (3) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。
 - (4) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

- (5) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行わなければならない。
- (7) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、介護予防 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために 必要な支援を行わなければならない。
- (8) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧 に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等 について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- (9) 計画作成担当者は、他の介護従業者及び利用者が介護予防認知症対応型 共同生活介護計画に基づき利用する他の指定介護予防サービス等を行う者 との連絡を継続的に行うことにより、介護予防認知症対応型共同生活介護 計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型共 同生活介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、 少なくとも1回は、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状 況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うととも に、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。
- (10) 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。
- (11) 第2号から第5号までの規定は、前号の規定による介護予防認知症対応 型共同生活介護計画の変更について準用する。

(介護等)

- 第91条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、 利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による 介護を受けさせてはならない。
- 3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で 行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便官の提供等)

- 第92条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との 連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努め なければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、基準省令附則第2条に規定する者であるものに係る 第7条第2項及び第11条第2項の規定の適用については、第7条第2項中 「者であって、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運 営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「基準省令」という。)第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第11条第2項中「者であって、第7条第2項に規定する研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。

- 3 この条例の施行の際、基準省令附則第7条に規定する者が指定介護予防認 知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、平成18年4月1日 前から2を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第76条第 1項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。
- 4 この条例の施行の際、基準省令附則第8条に規定する者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって、平成18年3月31日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成11年厚生省令第96号)附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第76条第4項の規定は適用しない。
- 5 第42条第2項、第66条第2項及び第87条第2項の規定は、この条例 の施行の日(以下「施行日」という。)以後に完結する記録から適用する。 この場合において、施行日前に完結し、現に存する記録(その完結の日から 5年を経過していないものに限る。)にあっては、施行日からその完結の日 以後5年を経過する日までの間、保存するよう努めなければならない。

制定要旨

介護保険法第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるため、この条例を制定するものである。